

事務連絡
令和4年10月26日

一般社団法人 神奈川県トラック協会長 殿

自動車交通部貨物課長
(公印省略)
自動車技術安全部保安・環境課長
(公印省略)
自動車技術安全部整備課長
(公印省略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」及び「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」の事務取扱について

標記について、令和4年10月24日付け事務連絡により、自動車局安全政策課、貨物課、整備課から別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、傘下会員に対する周知方取り計らわれない。

事務連絡
令和4年10月24日

各地方運輸局自動車交通部貨物課
各地方運輸局自動車技術安全部保安環境課
各地方運輸局自動車技術安全部整備課
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

自動車局安全政策課
自動車局貨物課
自動車局整備課

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」及び「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」の事務取扱について

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成18年8月28日付国自総第250号、国自貨第69号、国自整第63号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）により行われてきたところであるが、今般、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについて、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」（令和4年10月24日付国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号。以下「軽乗用追加通達」という。）において示されたところである。その事務取扱を下記のとおり定めたので、了知されたい。

記

1. 軽乗用追加通達1. において積載できる貨物の重量を定めているが、当該規定は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第17条第3項に基づく「事業用自動車の最大積載量」と同義であり、これを超える場合には同法の違反として行政処分は可能である。
なお、警察庁との調整において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の34の規定に基づく通知と同様の内容にて通知されることとされている。
2. 軽貨物事業経営届出等取扱通達6. における「別途定める様式」については、本事務連絡別添1及び2によるものとする。これにより、軽貨物事業経営届出等取扱通達発出時に併せて送付した様式は廃止する。
3. 軽乗用追加通達2. 及び3. における「周知又は指導」については、別添3を配布する等により実施すること。なお、別添3については地域の実情等に応じて配置等を加工して配布することを妨げない。



4. 貨物軽自動車運送事業の用に供する軽乗用車については、軽自動車検査協会における記載変更の際に、車検証備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」と記載される。そのため、事業用自動車連絡書交付の際に、備考欄に「軽貨物・乗用」と朱書きすること。

5. タクシー事業（福祉輸送限定）の用に供する事業用軽自動車による貨物の運送については、「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成 29 年 8 月 7 日付国自安第 97 号、国自旅第 128 号、国自貨第 64 号）により取り扱うこと。